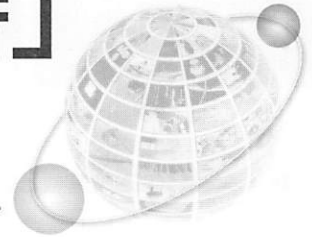


地方議会の「独善」

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹



23

年10月、埼玉県議会の最大会派自民党県議団が提出した「子ども放置禁止」条例案は、同県内はもちろん全国各地に波紋を広げた。10月6日には県議会福祉保健医療委員会で可決され、残すは10月13日の本会議の審議だけだった。しかし、各方面からの大きな批判を受けて、同県議団は急遽提案を取り下げるといった異例の展開となった。一連の騒動から思い浮かべたのは「独善」という言葉である。辞書によれば、それは「自分だけが正しいと考えて行動すること」だ。

条例案の趣旨・概要

今回の騒動で誤解されたかもしれないが、埼玉県議会は地方議会のお手本のような議会でもある。それは議員提案の政策条例に積極的に取り組んできた実績があるからだ。

同県議会HPには政策条例の一覧が掲載されている。02年の「埼玉県中小企業振興基本条例」から始まり、約20年間で41件（条例改正を含む）の条例を制定してきた。その中にあるのが17年制定の「児童虐待防止条例」である。

今回取り下げた条例案は、同条例6条の改正案であった。これは「養護者の安全配慮義務」を定めた条項だ。ちなみに「養護者」とは「児童等を現に養護する者」である（2条5項）。



この6条に以下の内容を加えたのが、今回の改正提案の趣旨である。

まず「養護者は…児童を住居その他の場所に残したまま外出することその他の放置をしてはならない」と定めた。対象となる児童は「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの」で、小学校3年生までの子どもだ。これに加えて、小学4～6年生については「放置をしないように努めなければならない」と定めている。

前者は義務規定だが、違反に対する罰則等の制裁があるわけではない。また、後者は努力義務なので、これを遵守するかどうかは養護者の事情や判断に委ねられる。

条例案には他にも規定があるが、子どもをもつ親たちから強い疑問と反発があったのが、これら「放置」を禁じる規定である。そもそも「放

置」とは何なのか。これを禁止するならば、明確な定義がなければならぬ。しかし、条例案は「放置」の定義に係る記述がない。

もちろん「児童虐待防止条例」にも国の「児童虐待の防止等に関する法律」にも「放置」の定義はない。それぞれの定義規定の中に「長時間の放置」という記述があるだけだ。

疑問と反発の広がり



そのため、養護者に禁止する「放置」の曖昧さについて、委員会審議でも取り上げられた。これに対して、提案者の自民党県議団は「すぐに駆けつけられる状態が確保されないかぎり放置と考える」と答えた（NHKニュース23年10月10日）。これが火に油を注ぐ結果となった。

このニュースによれば、「放置」について以下のような例示があった。

- ・子どもを車の中に置き去りにすること
- ・子どもたちだけの自宅での留守番
- ・未成年の高校生に小学生などのきょうだいを預けて買い物に出かける行為

- ・子どもだけ家に残してゴミ捨てに行く行為

・子どもたちだけで公園などで遊ぶこと

・子どもたちだけでの登下校

・子どももおつかいさせる行為

いずれも子育て中には日常的によくあることである。それを禁止または努力義務とすることの非現実性が明らかに、「留守番禁止条例」という俗称とともに、疑問と反発がどんどん広がっていった。

そうした反対表明の一つを担ったさいたま市PTA協議会は、オンライン署名を集め、短期間で約3万人の賛同者があったという。change.orgの署名ページには、「改正案への反対理由」が具体的に記されている。「ほとんどの保護者が条例違反に当ってはまってしまいます!」「共働きやひとり親家庭等、子どもの養育に懸命に励む保護者に対する配慮がありません!」「保護者への支援が最も子どものためになり、締め付けはかえって子どもを不幸にします!」

その他の理由を含めて、いずれも現実的かつ具体的な批判で説得力がある。こうした悲鳴に近い保護者の声を、提案者や賛同者たちはどのように受け止めたのだろうか。条例案は撤回されたが、それで終わりではない。「保護者が置き去りに!」にな

ったという声を真摯に受け止めて、「独善」をもたらし閉じた価値観を修正していかなければならない。

条例提案のプロセス

提案者が行うべきことは他にもある。今回の騒動の顛末を振り返り、課題を発見し、構造や要因を分析していくことである。そのための切り口が情報公開と市民連携なのだ。

いつ、誰が、なぜ今回の提案を行ったのか。それに対して県議団内部でどのような議論があったのか。また、保護者をはじめとする市民に対して、どのような説明を行い、どのような反応があったのか。それらの記録を、どこに、どのような形で保管しているのか。また、いつ、それらを公開するのか、などの問いに答えるべく、説明責任を果たして初めて、この騒動は終結して、より建設的な政策転換へと昇華できる。

一般的に「独善」的な行為は、力が強い側から弱い側に対して行われるハラスメントである。力が強い側は、それゆえに自身の「正しさ」を信じて疑わない。そして、今回のように「正しさ」に疑いが生じたとき、ありとあらゆる情報を隠してしま

まう。上記のオンライン署名には「学校やPTAとの連携がありません!」との反対理由もあった。連携を欠いたまま、こんな条例案を示された保護者が疑問や反発を感じるのは当然だ。

今や条例制定に際して、市民や利害関係者に対してパブリックコメントを行うのは常識だ。議会が積極的に条例制定をすることは本来の姿であり、歓迎したい。しかし、物事は順序がある。パブリックコメントを通じて、情報公開と市民連携を徹底的に行い、相互の信頼関係の中でより良い条例づくりをめざしてほしい。

たとえば、京都府舞鶴市議会のように議会独自のパブリックコメント制度(要綱実施)を設けるところもある。これが目的に掲げる「意思形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、その過程における説明責任を果たし、もって『市民に開かれた議会』及び『市民と協働する議会』とする」ことを、埼玉県議会もめざしてほしい。

政治的無関心の末路

ただ、今回の騒動を議会だけの問題に矮小化してはいけない。彼らに

議員という権力を与え、「独善」を許してしまったのは私たち有権者である。「だからこうなってしまったのかもしれない」という数字を紹介しよう。

23年に実施された埼玉県議会選挙の投票率は34・92%(全国平均41・85%)だった。11年の選挙で30%台になって以降、減少し続けている。

また、無投票当選は16選挙区、23人である。ちなみに県議会の選挙区は51区、定数93人である。無投票当選は選挙区の31・4%、定数の24・7%にあたる。

こうした政治的無関心は埼玉県だけでなく、全国各地で深刻化している。地方議会の「独善」は私たち有権者が支えている面がある。これは言い過ぎだろうか。

今回の騒動のような地方議会の「独善」は、しっかりと検証し、改善・抑制していかなければならない。しかし、それは地方議会だけではなく、有権者の責任・役割でもあることを最後に明記したい。

「独善」を許した構造・要因は私たち自身の中にもあるのではないか。かく言う私も日頃のあり方を振り返り、自らの「正しさ」を疑い続けていきたい。